

議案第27号

北名古屋市道路構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

北名古屋市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月24日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯の設置及び歩行者利便増進道路の規定の新設に係る技術的基準等に関し、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市道路構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

北名古屋市道路構造の技術的基準を定める条例（平成25年北名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」を「停車帯、自転車通行帯」に改め、同条第3項中「4以上」を「、4以上」に、「倍数）」を「倍数）とし」に改め、同条第5項中「の車道」を「の車道（自転車通行帯を除く。）」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第8条第1項中「第3種又は第4種の道路」を「第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路」を「道路で設計速度が1

時間につき60キロメートル以上であるもの」に改める。

第9条第1項中「自転車道」を「自転車道又は自転車通行帯」に改める。

第10条第1項中「自転車道」を「自転車道若しくは自転車通行帯」に改める。

第16条中「自転車道等」を「自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）」に改める。

第27条各号列記以外の部分中「次」を「、次」に改める。

第29条（見出しを含む。）中「狭窄部」を「狭窄部」に改める。

第35条中「第7条」を「第7条、第7条の2第3項」に改める。

本則に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第38条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、北名古屋市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年北名古屋市条例第17号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、この条例による改正後の北名古屋市道路構造の技術的基準を定める条例第

7条の2並びに第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。